

平成 29 年 4 月 28 日
児童育成協会

平成 29 年度企業主導型保育事業の第一次募集について（ご案内）

企業主導型保育事業の平成 29 年度第一次募集を下記のとおり実施します。
助成申請にあたって、内容をご確認いただき円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

記

【募集時期】

平成 29 年 5 月 1 日（月）から 5 月 31 日（水）17 時 30 分

【募集内容】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間（以下、「平成 29 年度助成対象期間」という。）に実施する次の事業の助成金の募集を行います。

1. 企業主導型保育事業（運営費）

（1）平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに開始される保育施設の平成 29 年度助成対象期間における運営費

※平成 28 年 3 月以前から運営していた保育施設の譲渡や廃止等に伴い、新たに開始されるものは対象とはなりません。

（2）平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業を実施している者が、新たに定員を増やした場合の増加部分の平成 29 年度助成対象期間における運営費

（3）平成 28 年 3 月 31 日以前より設置事業主が雇用する労働者の監護する児童のみの保育を行っていた事業所内保育施設が、空き定員を活用し、新たに他の一般事業主が雇用する労働者の監護する児童を受け入れた場合の空き定員部分の平成 29 年度助成対象期間における運営費

2. 企業主導型保育事業（整備費）の助成の対象

（1）平成 29 年 4 月 1 日以降に、新たに契約、着工し、保育施設を建築する場合の整備費

（2）平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業を実施している者が、平成 29 年 4 月 1 日以降に、新たに契約、着工し、定員を増加するための工事を行う場合の整備費



【申請手続き等】

1. 企業主導型保育事業の設置基準や助成金の算出方法、その他の留意点について、企業主導型保育事業ポータル (<http://www.kigyounaihoiku.jp/>) から関係通知をダウンロードして、内容をご確認いただくとともに、自治体の建築基準条例や認可外保育施設指導監督基準などの関係法令、通知の確認・調整を行って下さい。

なお、要綱等については、平成 28 年度から変更、追加となっている部分も多くあります。継続申請の事業者様も必ず内容の確認をお願いします。

- (1) 平成 29 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱
- (2) 平成 29 年度企業主導型保育事業助成要領
- (3) 助成申請、運営にあたっての留意事項（暫定版） 等

2. 電子申請システム

(1) 初めての助成申請の事業者様

企業主導型保育事業ポータルの「電子申請」をご確認いただき「企業 ID 登録はこちら」から申請手続き用の企業 ID を取得します。

企業 ID 登録が終わりましたらログインして申請画面から手続きいただけます。助成申請にあたっては「振込銀行口座情報」の登録も併せてお願いいたします。

(2) 継続助成申請

①運営費

平成 28 年度に運営費の助成決定を受けている企業主導型保育施設においても、毎年度助成申請が必要となります。

②整備費

平成 28 年度からの継続工事の場合には、平成 29 年度の工事割合に応じた助成申請が必要となります。完了報告の承認後に平成 29 年度の電子申請システムにデータを引き継ぎますので、内容の確認をいただき、申請ボタンを押していただく手続きとなります。

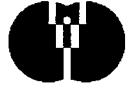
3. 平成 29 年度の主な改正内容

(1) 延長保育加算の要件緩和

定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合の平均対象児童数の要件を緩和

(2) 保育補助者雇上強化加算の新設

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とした保育補助者雇上強化加算を新設



(3) 防犯・安全対策強化加算の新設

事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のためのビデオカメラやベビーセンサーの設置等を行うための防犯・安全対策強化加算を新設

(4) 処遇改善加算の新設（予定）

平成 29 年度内閣府予算に計上された処遇改善加算については、今回の助成申請では対象としていませんが、追って要領改正を行うことを予定しています。平成 29 年 4 月から処遇改善を行っていなかった場合でも、4 月に遡って処遇改善を行う場合は対象とするなど、要領改正の時期による申請上の不利益が生じないようにいたします。

4. その他

(1) 災害共済給付制度

平成 29 年 4 月 1 日から、企業主導型保育施設の管理下における児童の災害が、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となりました。傷害保険（無過失保険）の加入にあたっては、災害共済給付制度と同等以上の給付水準の保険に加入（予定）していること条件としています。

また、平成 29 年度においては、特例措置として、企業主導型保育施設の災害共済給付に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限については、7 月 31 日までとされていますが、それに間に合わず、災害共済給付制度と同等以上の保険に加入することが困難な場合には、暫定的に無過失保険に加入していることをもって条件を満たしていると見なすこととしています。

(2) 平成 29 年度第二次以降の募集について

第二次以降の募集については、募集の都度、企業主導型保育事業ポータルでお知らせいたします。その他申請手続き等に必要な事項については順次企業主導型保育事業ポータルにアップしますので、定期的なご確認をお願いします。